

山梨県公報

第千三百五十四号

平成十五年

二月三日

月 曜 日

目次

告示

道路の区域変更……………四九
道路の供用開始……………四九

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………四九
平成十五年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………五〇
大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………五〇
経営事項審査の申請の時期及び方法等……………五〇

正誤

平成十四年十二月十二日付け第千三百四十三号中……………五一

告示

山梨県告示第五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十五年二月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年二月三日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一三号
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
---	---	------	-------------	----------

山梨県告示第五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十五年二月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年二月三日 山梨県知事 天 野 建

南都留郡道志村字小善地四五七四番の五地 先から	旧	三・九〇 一〇・五	四八・五
南都留郡道志村字小善地四五八六番の二地 先まで	新	八・八〇 一一・〇	四八・五

公告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十五年二月三日

山梨県知事 天 野 建

- 一 申請のあった年月日 平成十五年一月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 日本へらぶなクラブ
 - 2 代表者の氏名 山下茂

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	甲府櫛形線	中巨摩郡昭和町大字西条新田字北河原六七四番の六地先から 中巨摩郡昭和町大字西条新田字北河原六六九番の二地先まで		一〇三・〇	平成十五年二月十七日

3 主たる事務所の所在地 南都留郡河口湖町船津六千七百十三番地の二十一
4 定款に記載された目的

古くから「釣り」は野外で楽しむ生涯スポーツとして、広く国民に浸透している。なかでも「へらぶな釣り」は都市郊外でも楽しめる釣り場が多くあり、現代人のストレス解消に役立っている。手軽にできる釣りの代表であるこの釣りは、青少年の情操教育や環境教育にも極めて有意義である。そこで、「へらぶな釣り」を通じて青少年の健全育成を図ることと、競技会を開催することによる技術の研鑽を目的として、本法人を設立する。特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得することにより活動の基盤を充実させ、青少年に対する環境教育とスポーツとしての「へらぶな釣り」の啓蒙を通じ、マナーやルール、モラルの意識向上に貢献したい。

三 縦覧期間 平成十五年一月二十日から同年三月十九日まで

平成十五年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度
森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成十五年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

平成十五年二月三日

山梨県知事 天野 建

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、六三一・六九ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一七八・九八ヘクタール
甲府地区保健保安林	一七三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、二二一・四六ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一一三・六七ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鰍沢地区水源かん養保安林	一、八三六・四九ヘクタール
鰍沢地区土砂流出防備保安林	一四四・四〇ヘクタール
鰍沢地区干害防備保安林	七・二八ヘクタール
鰍沢地区保健保安林	一一・五六ヘクタール
韮崎地区水源かん養保安林	一、二〇七・三三ヘクタール
韮崎地区土砂流出防備保安林	五七四・八六ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	七二七・二九ヘクタール
多摩川上流土砂流出防備保安林	一六・六六ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一七〇・七六ヘクタール

相模川中流土砂流出防備保安林
相模川上流水源かん養保安林
相模川上流土砂流出防備保安林

一四一・四四ヘクタール
一一四・三〇ヘクタール
一七四・〇四ヘクタール

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により河口湖町から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十五年三月三日まで縦覧に供する。

平成十五年二月三日

山梨県知事 天野 建

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 1 名称 イッツモア赤坂ショッピングセンター
 - 2 所在地 南都留郡河口湖町船津字地藏丸尾五千六百六十七番一
- 二 届出の内容及び公告日
- 1 内容 閉店時刻及び来客が駐車場を利用することができる時間帯の変更
- 2 公告日 平成十四年十一月十四日
- 三 意見の概要
- 夜間照明による影響への配慮

● 経営事項審査の申請の時期及び方法等
建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の二第二項の規定により、平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に行う経営事項審査（経営状況分析を除く。）の申請時期、方法等を次のとおり定めた。

平成十五年二月三日

山梨県知事 天野 建

- 一 申請時期及び方法
 - 1 申請時期
知事が経営事項審査受付票（以下「受付票」という。）により指定した日時とする。
 - 2 申請方法
（一）経営事項審査の申請をしようとする者は、建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第十一条第二項の規定により同項に規定する書類を提出し

た後に、申請日時等を指定した受付票の交付を受けること。

(二) (一)にかかわらず、新たに第三条に基づく建設業の許可を受けた者で、当該許可後の営業年度終了の日以前に経営事項審査の申請をしようとする者は、当該許可後速やかに、申請日時等を指定した受付票の交付を受けること。

(三) 申請者は、申請書類を知事が受付票により指定した場所に持参すること。
二 申請に必要な書類

1 申請書及び添付書類

経営事項審査申請書

工事経歴書

(三)(二)(一) 法第二十七条の二十三第六項の規定により提出を求め次に掲げる書類

審査手数料収入証紙貼付書

健康保険・厚生年金保険加入証明書

建設業国民健康保険加入及び事業所証明書

建設業退職金共済制度加入証明書

退職一時金制度加入証明書

企業年金制度加入証明書

法定外労働災害補償制度加入証明書

消費税納税証明書(その一)

2 法第二十七条の二十三第六項の規定により提示を求め次に掲げる書類

建設業許可通知書及び申請書の副本

建設業許可に係る変更届及び廃業届の副本

法第十一条第二項の規定により提出した書類の副本

前回の経営事項審査申請書の副本

経営状況分析終了通知書

法人税又は所得税の確定申告書の控え

消費税の確定申告書の控え

所得税の源泉徴収簿

工事請負契約書

工事施工体系図及び体系台帳

竣工時カルテ受領書

労働災害保険申告書

雇用保険申告書

健康保険被保険者標準報酬決定通知書

厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

建設業経理事務士合格証

3 申請書用紙の取扱先

社団法人山梨県建設業協会 甲府市丸の内一丁目十四番十九号 電話〇五五 二

三五 四四二一

三 経営事項審査手数料

1 手数料

八千五百円に審査を受けようとする建設業一種類につき二千五百円として計算した額を加算した額

2 納入方法

山梨県収入証紙を審査手数料収入貼付書にはり付けること。

四 経営事項審査の結果の通知

経営事項審査の結果は、申請者に郵送で通知する。

五 その他

1 経営状況分析の申請については、法第二十七条の二十四の規定による指定経営状況分析機関が公示する申請時期、方法等に従い申請すること。

2 詳細については、山梨県土木部土木総務課建設業担当(電話〇五五 二二三 一

八四三)に問い合わせること。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
六五六	下	十五	七八一の二	七八一の二、七八一の三

平成十四年十二月十二日掲載の発行行為及び公共施設に関する工事の完了についての公告中

六五六	下	十五	七八一の二	七八一の二、七八一の三
-----	---	----	-------	-------------

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番